二　電磁的方法による提供（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。）

イ　届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合　当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ　届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合　当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

三　届出計算書類等の内容を当該届出に係る行政機関（厚生労働大臣、都道府県知事及び市長をいう。以下同じ。）及び独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）に規定する独立行政法人福祉医療機構の使用に係る電子計算機と接続された届出計算書類等の管理等に関する統一的な支援のための情報処理システムに記録する方法

第十条第一項中「第五十九条の二第二項」を「第五十九条の二第一項」に改め、同条第二項を削り、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、社会福祉法人が前条第三号に規定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容の公表を行うときは、当該社会福祉法人が前項に規定する方法による公表を行つたものとみなす。

3　法第五十九条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。

一　法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類

二　法第四十五条の三十四第一項第二号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類（第二条の四十一第十四号及び第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。）

第十条の次に次の二条を加える。

（調査事項）

第十条の二　法第五十九条の二第二項、第三項及び第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。

一　法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類の内容

二　法第四十五条の三十二第一項に規定する附属明細書のうち社会福祉法人会計基準第三十条第一項第十号に規定する拠点区分資金収支明細書及び同項第十一号に規定する拠点区分事業活動明細書の内容

三　法第四十五条の三十四第一項第一号に規定する財産目録の内容

四　法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する書類（第二条の四十一第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。）の内容

五　承認社会福祉充実計画の内容

六　その他必要な事項

（報告方法）

第十条の三　法第五十九条の二第二項及び第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電磁的方法

二　第九条第三号に規定する情報処理システムに記録する方法

第十一条第二項第三号中「代表者」を「理事長」に改め、同項第六号中「役員」を「評議員又は役員」に改め、同項第八号を削り、同項第九号を第八号とする。

第十三条中「第六条第一項」の下に「、第六条の十三、第六条の二十、第六条の二十一」を加え、同条各号を削る。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

第十八条第一号中「前条第一項」を「第二条の四第一項」に改める。

第二十八条第一項中「法人」を「社会福祉法人」に改め、同項第二号中「代表者」を「理事長」に改め、同条第二項第三号中「役員」を「評議員及び役員」に、「住所及び略歴」を「住所並びに略歴」に改める。

第二十九条中「第九十三条第三項」を「第九十三条第四項」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（法第九十五条の三第一項の厚生労働省令で定める場合）

第二十九条の二　法第九十五条の三第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　社会福祉事業等に従事しなくなつた場合

二　介護福祉士の登録を受けた後、社会福祉事業等に直ちに従事する見込みがない場合

（法第九十五条の三第一項の厚生労働省令で定める事項）

第二十九条の三　法第九十五条の三第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名、生年月日及び住所

二　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報

三　介護福祉士登録簿の登録番号及び登録年月日

四　就業に関する状況

（届出の方法）

第二十九条の四　法第九十五条の三第一項及び第二項の規定による届出は、電子情報処理組織（都道府県センターの使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法により行うことができる。この場合においては、法第九十九条に規定する中央福祉人材センター（以下「中央センター」という。）を経由して行うものとする。

（法第九十五条の三第三項の厚生労働省令で定める者）

第二十九条の五　法第九十五条の三第三項の厚生労働省令で定める者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校及び都道府県知事の指定した養成施設並びに同条第四号に規定する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校及び中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものの設置者とする。

（法第九十五条の五第一項の厚生労働省令で定める者）

第二十九条の六　法第九十五条の五第一項の厚生労働省令で定める者は、法第九十四条各号（第六号を除く。）に掲げる業務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県センターが認める者とする。

第三十一条中「前三条」を「第二十八条、第二十九条及び前条」に、「中央福祉人材センター」を「中央センター」に、「第九十三条第三項」を「第九十三条第四項」に改める。

第三十四条中「第二十八条から第三十条まで」を「第二十八条、第二十九条及び第三十条」に、「第九十三条第三項」を「第九十三条第四項」に改める。

第三十六条第一項中「理事（定款をもつて理事の代表権を制限しているときは、代表権を有する理事をいう。以下この条において同じ。）」を「理事長」に改め、同条第二項中「理事」を「理事長」に改める。

第四十一条第十五号中「第六条第一項第四号ニ」を「第六条第一項第四号ニからトまで」に改め、同条第二十一号を削る。

附則第七項中「法人」を「社会福祉法人」に、「第十号」を「第十一号」に改める。